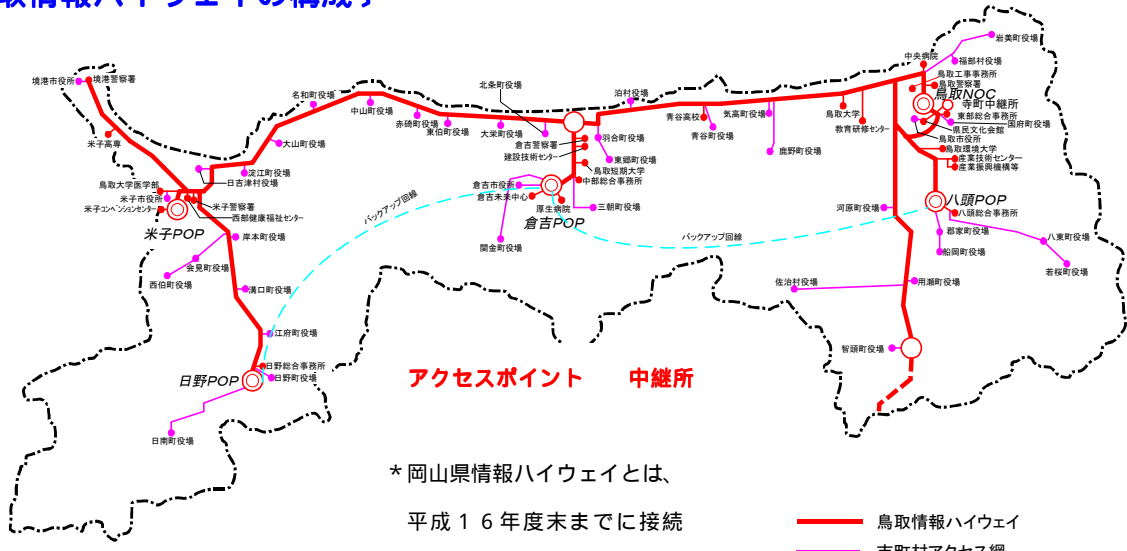


鳥取情報ハイウェイの概要

・光ケーブル総延長	223 km
・アクセスポイント	NOC (鳥取県庁)、米子POP (県西部総合事務所)、倉吉POP (NTT倉吉ビル)、八頭POP (NTT郡家ビル)、日野POP (NTT日野ビル)
・中継所	智頭中継所 (NTT智頭ビル)、寺町中継所 (NTT寺町ビル)、天神中継所 (天神浄化センター)
・伝送方式	ギガビットイーサネット方式
・最大伝送速度	1 Gbps (幹線は2重化により2 Gbps)
・運用	鳥取情報ハイウェイ管理センター ((財) 鳥取県情報センター) による24時間、365日常時監視
・接続機関	約300機関 (平成16年5月時点)

県や市町村の公共施設、学校、県産業技術センター、県教育センター、県立病院、鳥取大学等高等教育機関、鳥取県産業振興機構、NHK鳥取放送局、民間企業 (ISP、産業振興機構入居企業、CATV事業者など)

〔鳥取情報ハイウェイの構成〕



* 岡山県情報ハイウェイとは、平成16年度末までに接続

— 鳥取情報ハイウェイ
— 市町村アクセス網



鳥取情報ハイウェイの利用

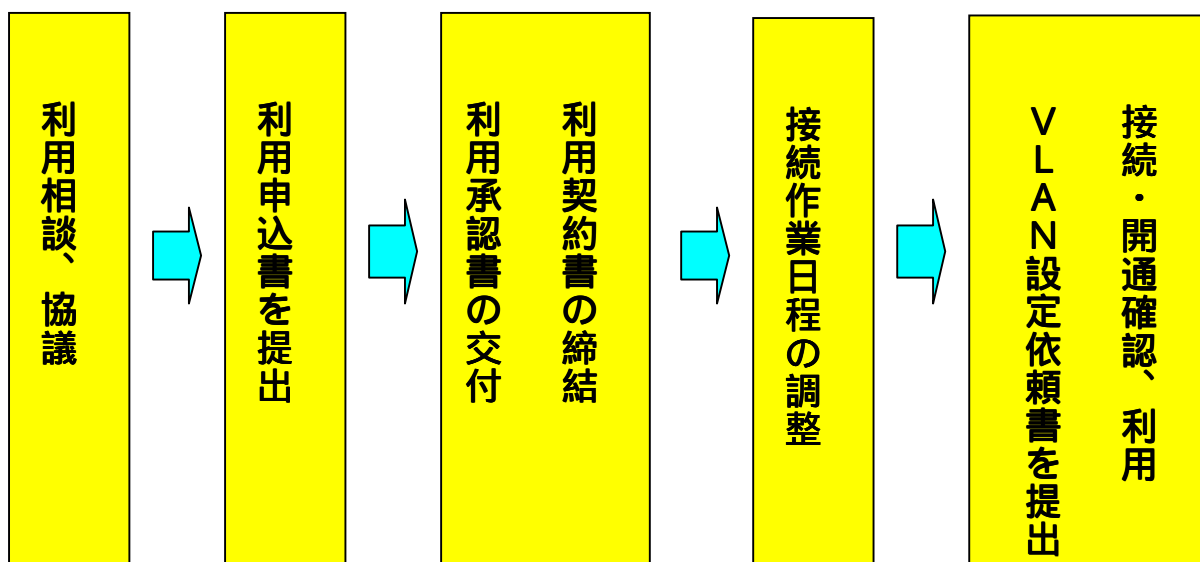
詳しくは、「鳥取情報ハイウェイ管理運営要綱」をご覧ください。

県ホームページに掲載

>><http://www.pref.tottori.jp/jouhou/highway/kanriyokou.htm>

- ・鳥取情報ハイウェイは、県や市町村など行政機関だけでなく、民間企業や各種団体も利用できます。
- ・利用は、アクセスポイント等（鳥取情報ハイウェイと接続するための接続点）を使用して接続してください。アクセスポイントまでの回線は、利用者が確保してください。
- ・鳥取情報ハイウェイ経由でインターネットを利用される場合は、ISP（プロバイダー）と個別に契約してください。
- ・市町村は、電気通信事業法に基づく国への届出によって、電気通信事業者として役場等をアクセスポイントとすることができます。（県には「アクセスポイント設置届出」が必要です。）

鳥取情報ハイウェイ利用までの流れ



先ず、鳥取情報ハイウェイ管理センター（連絡先は、最終頁）にご相談ください。

利用申込書は、県（情報政策課）に提出してください。申込書の記載方法が分からない場合は、鳥取情報ハイウェイ管理センターにご相談ください。

申込書の内容が利用承認基準（鳥取情報ハイウェイ管理要綱）に適合していましたら、県から利用承認書を交付します。

県との間で利用契約書を締結していただきます。

管理センターと接続作業の日程調整をしていただきます。

VLAN（論理ネットワーク）設定依頼書を、県（情報政策課）に提出してください。鳥取情報ハイウェイ管理センターが情報ハイウェイ側のVLANを設定します。

接続や開通の確認をした後、ご利用いただけます。

鳥取情報ハイウェイとの接続仕様

接続仕様（インターフェース等）

区分	インターフェース等	ケーブル	コネクタ
民間企業	10BASE-T 100BASE-TX	UTPケーブル (カテゴリ5)	RJ-45コネクタ
市町村	1000BASE-LX、ZX	シングルモード光ファイバケーブル	SCコネクタ
	融着		クロージャ内

- ・情報ハイウェイ内にVLAN（Virtual LAN）を提供しますので、利用者は、必要に応じてファイアウォール、VPN（Virtual Private Network）構築等の用途に応じたセキュリティ対策を講じてください。
- ・利用者は、情報ハイウェイの利用の中断、遅延等が発生しても支障がないよう、必要に応じてバックアップ回線を確保するなど、ネットワーク、システムを構築、運用してください。
- ・情報ハイウェイが提供する電気通信役務（広域イーサネットサービス）は、原則としてベストエフォート型です。

鳥取情報ハイウェイと接続する回線

アクセスポイントへの回線は利用者が確保してください。NTT西日本やエネルギーコミュニケーションズなどの通信事業者の回線を利用して接続することができます。

なお、役場等がアクセスポイントとなっている場合は、市町村保有の光ファイバや民間通信事業者の回線で役場等を経由して接続することもできます。

NTT西日本 (http://www.ntt-west.co.jp/index_f.html)

- ・ワイドLAN、ワイドLANプラス
- ・ATMメガリンク、ATMメガデータネッツ
- ・地域IP網系サービス
- ・デジタル専用線サービス

- ・デジタルアクセス64, 128, 1500

エネルギーコミュニケーションズ (<http://www.enecom.co.jp/>)

- ・イーサネット通信網サービス
- ・ATM専用線サービス
- ・高速デジタル伝送サービス

その他の通信事業者

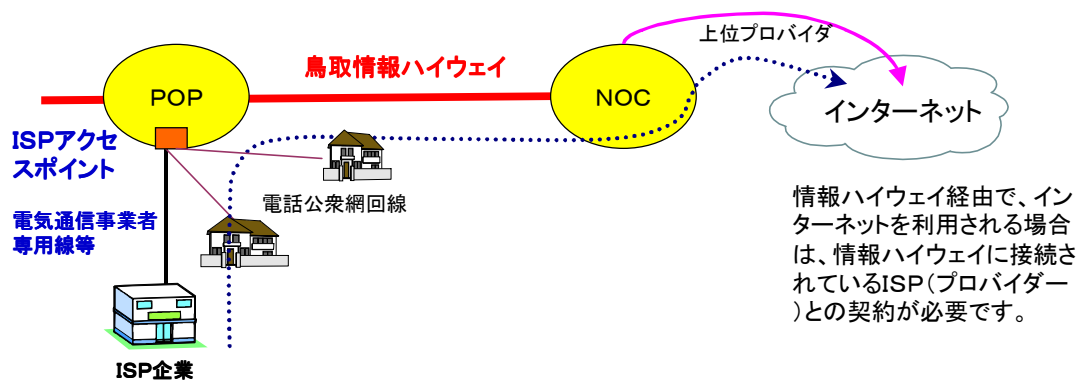
- ・民間通信事業者のダークファイバを利用した通信サービス
- ・CATV事業者回線
- ・市町村保有の光ファイバ回線

鳥取情報ハイウェイの利用料

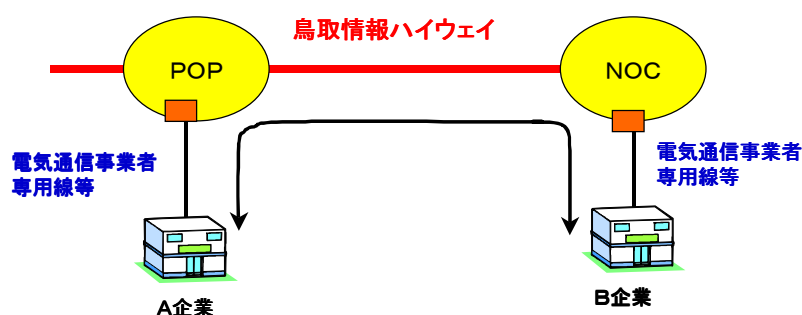
- ・情報ハイウェイの利用料（電気通信役務の対価）は、無償です。
- ・アクセスポイントのラック使用料、設置機器の電気料、NTTビル立会料などの実費を負担していただきます。

鳥取情報ハイウェイの接続、利用例

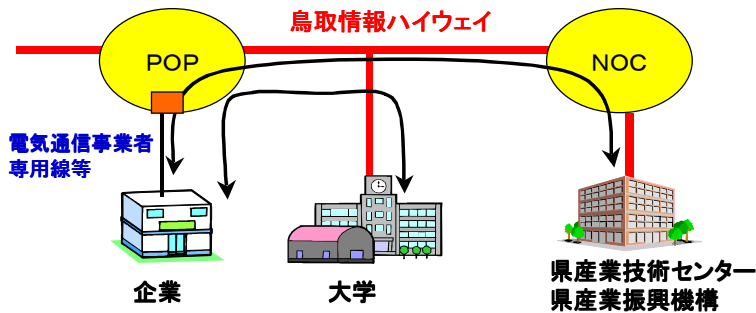
民間通信事業者の専用線を利用したインターネット接続



企業間イントラネット利用



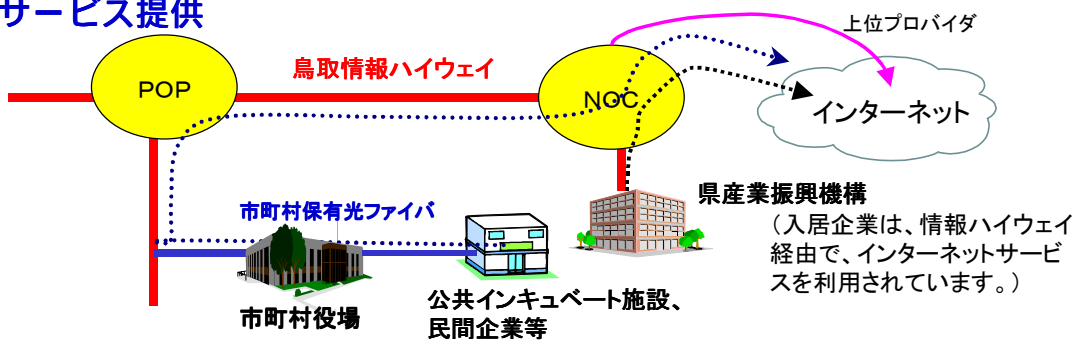
大学や産業技術センター等との産学連携



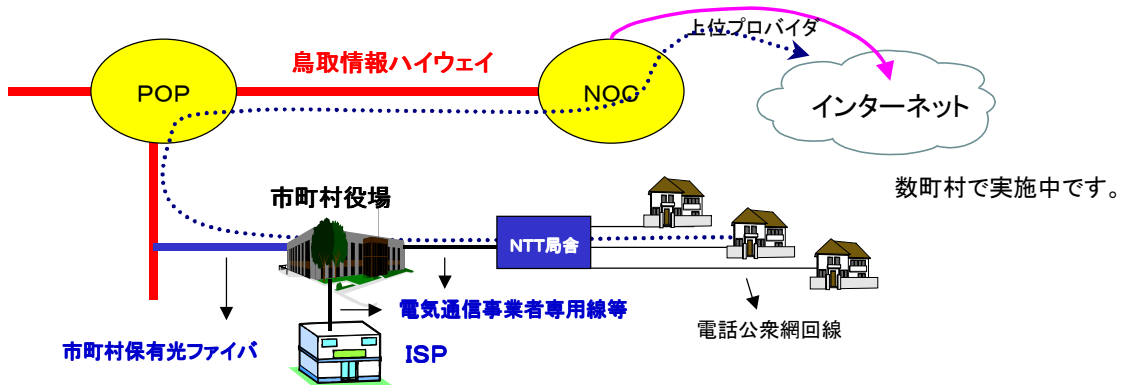
鳥取情報ハイウェイには、鳥取大学や鳥取環境大学などの高等教育機関や産業技術センター等の産業支援機関がネットワークされています。

大学等との連携による新技術開発等に利用してください。

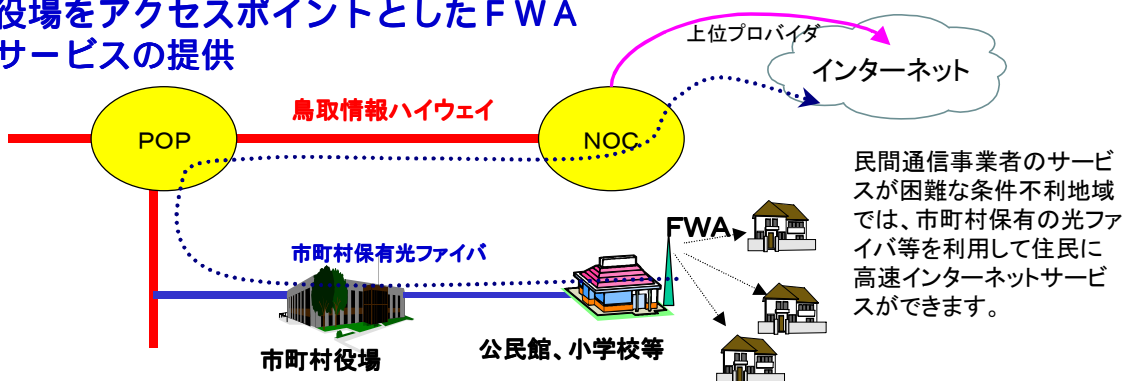
役場をアクセスポイントとしたインキュベート施設への光サービス提供



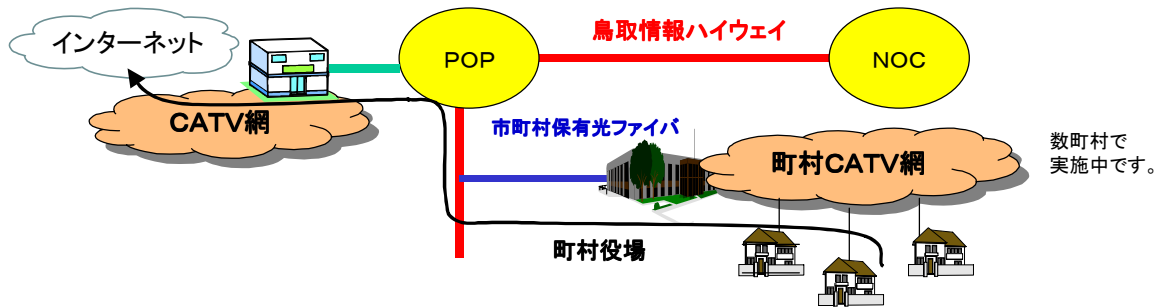
役場をアクセスポイントとしたADSLサービスの提供



役場をアクセスポイントとしたFWAサービスの提供

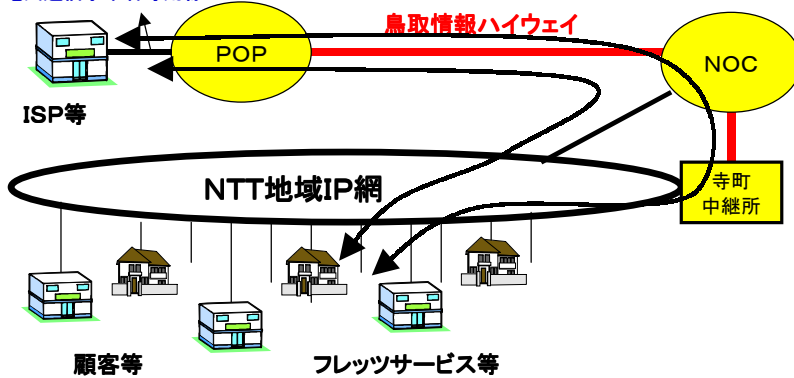


CATVエリアの拡張、CATVインターネットサービス



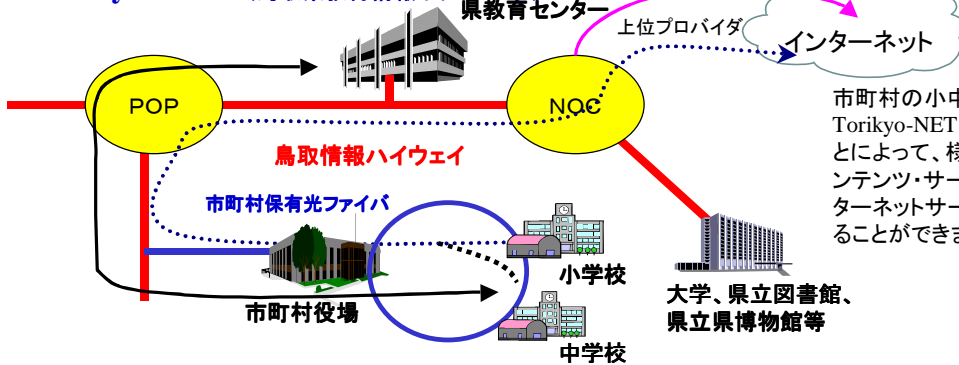
NTT地域IP網利用

電気通信事業者専用線



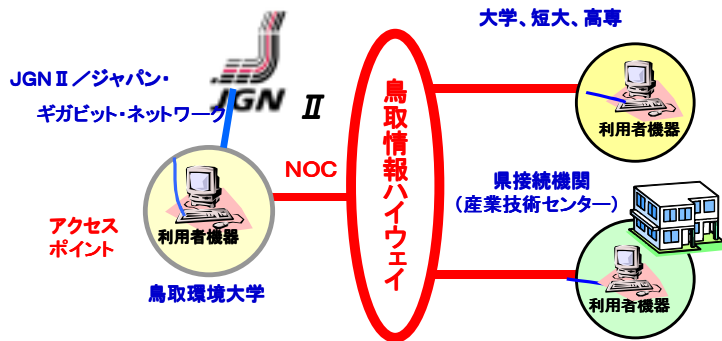
NTTとフレッツグループ又はフレッツオフィスサービスの契約が必要です。情報ハイウェイの利用に当たっては、用途や顧客数等とフレッツオフィスサービス料金を比較検討されることをお勧めします。

Torikyo-NET (鳥取県教育情報ネットワーク)



市町村の小中学校は、Torikyo-NETと接続することによって、様々な教育コンテンツ・サービスやインターネットサービスを受けることができます。

JGN による研究利用



平成16年4月1日から、鳥取環境大学をアクセスポイントとするJGNが運用開始された。

鳥取情報ハイウェイ経由で、他の大学や産業技術センター、産業振興機構等でも研究に参画可能です。

参考

鳥取情報ハイウェイ管理運営要綱抜粋

第5条（利用申し込み）

ハイウェイを利用しようとする者は、鳥取情報ハイウェイ利用申込書（様式第1号）を県に提出しなければならない。

詳しくは、鳥取県ホームページ

>>><http://www.pref.tottori.jp/jouhou/highway/kanriyoukou.htm>

電気通信事業法抜粋

第165条（営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の扱い）

営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、第16条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

*鳥取県は、平成16年6月7日に鳥取情報ハイウェイを使った広域イーサネットサービスを行う電気通信事業者として届出を行っています。

ご利用の相談

技術相談 / 鳥取情報ハイウェイ管理センター〔（財）鳥取県情報センター〕

電話 0857(26)8329 eメール Highway-noc@pref.tottori.jp

制度相談 / 鳥取県企画部情報政策課

電話 0857(26)7094 eメール jouhou@pref.tottori.jp